

議第 4 号 川越都市計画 生産緑地地区の変更について（日高市決定）

川越都市計画生産緑地地区の変更（日高市決定）

- 1 川越都市計画生産緑地地区のうち、日高第 63-1 号生産緑地地区ほか 2 地区を次のように変更する。

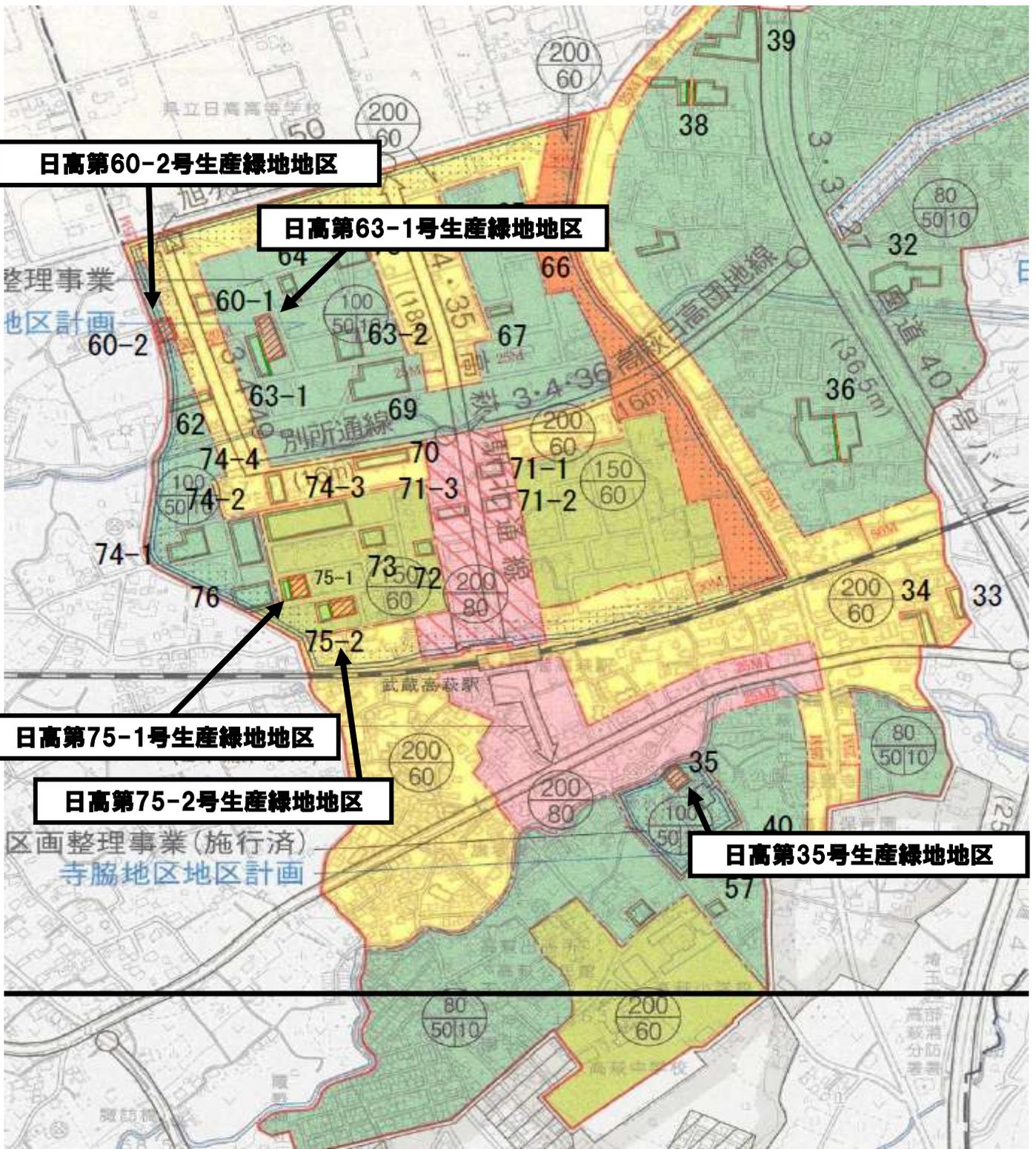
名 称	面 積	備 考
日高第 63-1 号生産緑地地区	約 0.13 h a	位置、区域及び面積の変更
日高第 75-1 号生産緑地地区	約 0.06 h a	位置、区域及び面積の変更
日高第 75-2 号生産緑地地区	約 0.05 h a	位置、区域及び面積の変更

- 2 川越都市計画生産緑地地区のうち、日高第 35 号及び第 60-2 号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

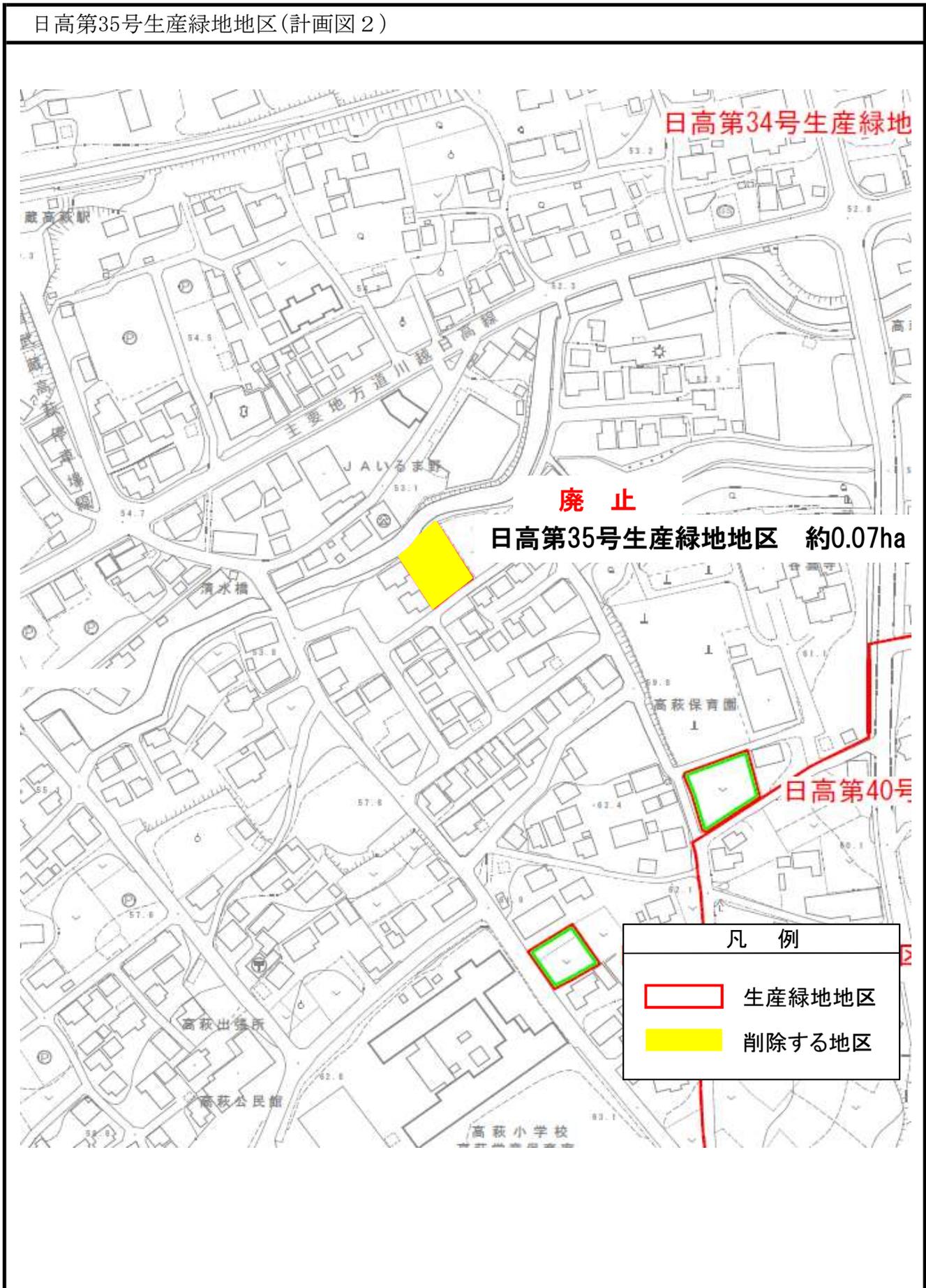
理 由

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、川越都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。



変更概要図 (1/3)

日高第35号生産緑地地区(計画図2)



変更概要図 (2/3)

日高第60-2号生産緑地地区(計画図2)
日高第63-1号生産緑地地区(計画図2)



変更概要図 (3/3)

日高第75-1号生産緑地地区 (計画図 2)
 日高第75-2号生産緑地地区 (計画図 2)



凡 例	
	生産緑地地区
	削除する地区

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法17条第1項の規定に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、日高市、川越市及び川島町の行政区域全域です。

2 変更の必要性

(1) 行為制限の解除に伴うもの（変更）

日高第63-1号、第75-1号及び第75-2号生産緑地地区の一部区域については、指定から30年が経過したため、生産緑地法第10条第1項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあつせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあつせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区の「位置、区域及び面積」を変更するものです。

(2) 行為制限の解除に伴うもの（廃止）

日高第60-2号生産緑地地区については、指定から30年が経過したため、生産緑地法第10条第1項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあつせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあつせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、廃止するものです。

(3) 行為制限の解除に伴うもの（廃止）

日高第35号生産緑地地区については、主たる農業従事者が死亡したため、生産緑地法第10条第2項の規定による買取り申出がありましたが、都市計画

施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条の規定に基づき生産緑地の取得のあっせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあっせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、廃止するものです。

3 変更の内容

(1) 日高第 35 号生産緑地地区

行為制限の解除に伴う地区の廃止
変更概要図（1/3）のとおり。

(2) 日高第 60-2 号生産緑地地区

行為制限の解除に伴う地区の廃止
変更概要図（2/3）のとおり。

(3) 日高第 63-1 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更
変更概要図（2/3）のとおり。

(4) 日高第 75-1 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更
変更概要図（3/3）のとおり。

(5) 日高第 75-2 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更
変更概要図（3/3）のとおり。

都市計画変更の経緯の概要

埼玉県知事協議	
申出	令和6年7月9日
回答	令和6年7月19日 回答内容「異存なし」
法第17条による都市計画案の縦覧	令和6年8月14日から8月28日まで 【縦覧結果】縦覧者：なし、意見書の提出：なし
日高市都市計画審議会	令和6年10月9日
決定告示	令和6年10月中旬（予定）